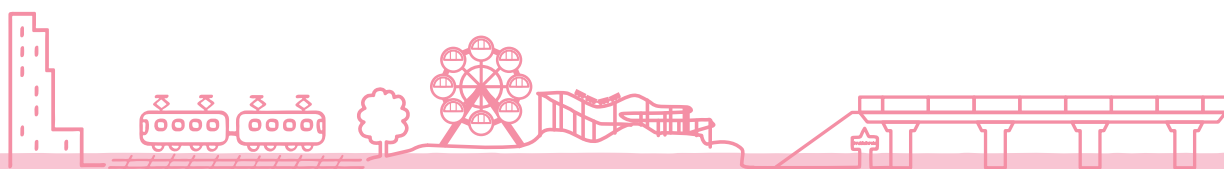


第3章

これまでの子ども・若者と 子育て支援に関する施策の成果と課題

1. 各計画における取り組みの成果と課題 - - - - - 59







1. 各計画における取り組みの成果と課題

(1) 子ども・若者と子育て家庭の人権擁護に関する主な取り組み

【人権教育・啓発の推進】

子どもを守る条例の周知と啓発を目的に、イベントや講演会の開催など周知・啓発に努めるとともに、市内の小学校、中学校においては「DV予防教育プログラム」を実施しました。また、人権や男女共同参画に関する各種講座、セミナーなどの実施を通じて、一人ひとりの人権が尊重されるよう、啓発活動を行うとともに、講演会や法律相談の開催、情報誌「モアメイム」などの発行を通じて、男女共同参画啓発、DV防止啓発に取り組みました。

さらに、学校における基本的な人権教育としては、人権尊重の視点に沿った学校運営を基本として、「教科等指導」「生徒指導」「学級経営」を通して「人権が尊重される人間関係づくり」「人権が尊重される学習活動づくり」「人権が尊重される環境づくり」を行いました。

【児童虐待対策の推進】

支援や見守りの裾野を広げ、制度の狭間に陥らないよう、子どもとその家庭を見守るための連携会議として「子ども家庭支援部会」を設置しました。また、里親登録へのきっかけとなる事業として、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する協力家庭において宿泊を伴う子どもの預かりを行う「ショートステイ協力家庭事業」を新たに開始しました。

【いじめ・不登校・問題行動対策の推進】

市教育委員会において、いじめ対策に特化した「いじめ対策係」を令和5年度に立ち上げ、専任の指導主事、退職校長の学校運営アドバイザー、専門職である弁護士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを配置し、いじめ防止対策の強化を図りました。専門職を含めた人員を増強することにより、より迅速かつ効果的に、学校への指導助言を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ発見直後の早期対応を行うことができるようになりました。また、いじめ事案発生時に際しては、第三者的な立場から対応できる体制が必要となる場合もあるため、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置しました。さらに、令和6年には、枚方市いじめ防止基本方針について、国の示すいじめ重大事態調査の発生報告や調査に関する手順等の他、これまでのいじめ重大事態調査から浮き彫りとなった課題や再発防止を盛り込み改訂を行いました。

学校においては、担任などが、子どもの小さな変化やいじめの兆候に気付いた場合は、1人で抱え込むことなく、学校が設置する「いじめ防止対策委員会」において、組織的な対応を行っています。令和6年に改訂した枚方市いじめ防止基本方針を踏まえ、各学校の学校いじめ基本方針についても見直しを行うとともに、児童・生徒をはじめ、保護者や地域の方々にも周知を図っています。

市長部局においては、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組むため、「枚方市いじめ相談窓口」を設置しました。

不登校児童・生徒に対する支援としては、不登校の背景・支援ニーズは多様であり、個々の不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施することが必要となっています。多様な背景のある不登校児童・生徒に対しての居場所の拡充については、令和6年4月に改訂しました「枚方市子どもの居場所サポートガイド～不登校支援ガイド～」などを周知しています。教育文化センターに設置している教育支援センター「ルポ」では、不登校状態にある児童・生徒を対象に、学習支援、グループ活動、カウンセリングなどを実施するとともに、保護者と指導員との連携や保護者間での交流、情報交換を行いました。また、教育支援センター「ルポ」におけるICTを活用した取り組みやメタバース空間を活用した不登校支援の試行実施など、児童生徒の社会的自立につながる取り組みを進めているところです。

加えて、各学校において、不登校支援協力員による校内教育支援ルームなどを活用した教育相談や学習支援等をより効果的に行うことができるよう、不登校支援協力員の配置拡充を行っています。各校の校内教育支援ルームでは、教育支援センター「ルポ」で行っている活動の様子をオンラインで受信し、不登校児童・生徒が不登校支援協力員等と一緒に活動できるような取り組みを行っています。

各校における校内教育支援ルームの運用方法や不登校対策について、不登校支援協力員や各校の不登校担当教員同士が交流できる場をオンライン上で開設しています。このことにより、学校間のつながりを強化し、各校が抱える課題とその解決のヒントについて共有することで、枚方市全体の不登校支援の拡充を図っています。

【課題】

- 家庭・地域・学校等のあらゆる場面で子ども・若者の権利が保障されるためには、子ども・若者に関わる大人一人ひとりが子ども・若者の最善の利益を考え、その権利について一層理解を深めるための教育・啓発を一層推進することが必要です。
- 児童虐待の防止に向けて、関係機関が連携するネットワークを強化し、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し適切な対策を講じるとともに、地域の見守り活動の推進や子育てに負担を感じる保護者への支援など、地域における虐待防止のための支援体制の強化が一層必要です。
- 不登校対応については、不登校児童・生徒数は年々増加し、令和4年度には全国で29万9千人、枚方市で約1,000名といずれも過去最多となっており、不登校対策は喫緊の課題となっています。不登校児童・生徒の背景・支援ニーズは多様であり、個々の不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざした多様な支援を実施することが必要となっています。
- いじめの対応については、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の概念の理解が進み、学校での「いじめ」の認知件数が増加する中、これまで以上に総合的かつ効果的にいじめ対策を推進する必要が生じています。
- 不登校・いじめについては、すべての児童・生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫に努めることで未然防止に、児童・生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童・生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上及び教育相談体制の充実を図ることによる早期解決に努める一方、児童・生徒が生きづらさを感じたり、不登校になり自宅にひきこもったりすることがないよう支援するとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ることが必要です。



(2) 経済的困窮や生きづらさ等の問題を抱える子ども・若者及び子育て家庭に関する主な取り組み

【子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備】

「子どもの未来応援コーディネーター」が学校や子ども食堂等への巡回を通じて生活習慣の乱れ等の環境にある子どもを早期に発見し、福祉等の支援制度や関係機関へのつなぎを行いました。また、子ども見守りシステムを運用し、迅速かつ適切なアセスメントに活用するとともに、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯に家事援助等を行う「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」を開始するなどの取り組みを行いました。

【ひきこもり等困難を有する子ども・若者に対する支援ネットワークの推進】

ひきこもり等地域支援ネットワーク会議の開催を通じ、関係者間のネットワークの充実に努めました。また、内閣府「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の指定を受け、中高生へのひきこもり支援が将来の孤独を防ぐ一助となるとの考えから、定時制や通信制高等学校等関係機関との連携体制構築に取り組みました。

【子ども・若者の心身の健康の確保】

正しい生活習慣を身につけることができるよう多様な機会を通じ、食育などの啓発に努めるとともに、妊産婦及び乳幼児の保護者を対象に、保健師、栄養士などが健康相談を実施するなど、食事や健康面についても相談支援を行いました。

【子どもの学習と就学の支援】

経済的理由により就学が困難な児童・生徒及び就学予定者の保護者に対し、学用品費等負担すべき費用について必要な援助を行いました。また、教育相談員を配置し、保護者や幼児・児童・生徒からの教育や学校生活上の問題に関する相談を受け、適切なアドバイスをを行いました。



【課題】

- 支援が必要な子ども・若者やその保護者を早期に発見し必要な支援につなげ、地域で孤立させないよう、庁内の関係部署間での十分な連携に加え、民間団体や当事者団体等とも連携・協働した相談支援体制を一層強化することが必要です。
- 全ての子ども・若者が生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるよう、学びの機会を充実するとともに、学習面・経済面で配慮が必要な子ども・若者の学習を支援することが重要です。

- 生活が困窮している家庭の子どもほど、食事をしっかりとれない、起床・就寝時間が定まらないといった傾向が高くなっており、経済的な問題は、生活習慣の乱れや学習意欲の低下など、複合的な課題につながっています。子どもの貧困対策については多岐にわたる施策を包括的に展開することが重要であり、市全体の関係部署が連携して取り組んでいく必要があります。特に、学校給食のない三季休業期に家庭において十分な食事を取れない児童への支援について健全育成の観点から早期の検討が必要です。
- ヤングケアラーは、家庭内の問題ということで表面化しにくく、支援が十分に届きにくいのが現状です。令和6年度に子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正が行われました。今後は、ヤングケアラーの把握に努めるとともに、本人やその家族の心情に寄り添いながら関係機関・団体と連携して切れ目のない支援体制の充実を図るなど、ヤングケアラーへの支援を一層強化することが必要です。

(3) 子ども・若者の生きる力と個性を育むための主な取り組み

【就学前環境の整備】

少子化や保育需要の動向を踏まえ、公立保育所・幼稚園の運営・配置のあり方を検討し、就学前の教育・保育施設に係るひらかたプランにおける後期プランを策定しました。令和4年4月には、渚西保育所の統合・民営化、令和5年4月には阪保育所、令和6年4月には、桜丘北保育所の民営化を行いました。

【小学校教育への円滑な接続】

文部科学省が実施する調査研究事業「幼保小の架け橋プログラム事業」に実施モデル地域として採択されたことを受け、幼保小それぞれの関係者の連携強化に取り組んできた実績を踏まえ、実践的カリキュラム（架け橋コンパス）の開発に向けた研究に取り組みました。また、小学校生活への滑らかな接続をめざして、学校の授業や給食の体験、小学生や教職員との交流など、子どもたちが期待をもって就学できるように努めました。

【豊かな心の育成及び確かな学力と健やかな身体を育む教育環境の充実】

一部の保育所（園）等では近隣の中学校や高等学校との交流の取り組みを行い、保育所（園）等の役割や小さい子どもへの関わり方を学べる機会を提供しました。また、国のGIGAスクール構想により配備された、1人1台端末等のICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するとともに、不登校などの理由で登校できない児童・生徒に対しタブレット端末を活用してオンライン授業を行うなど、子どもたちの学びを止めないための取り組みを行いました。

【食育の推進】

幼児用から大人用まで、ライフステージごとの「ひらかた食育Q&A」や、「食育リーフレット」を作成し、市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校等での活用や、各地域への回覧等、幅広く啓発を行いました。



【障害のある子ども等への支援の充実】

保育所（園）等で障害のある子どもを受け入れる統合保育の実施に加え、市立ひらかた子ども発達支援センターでは、公私立の保育所（園）並びに幼稚園等にも障害児保育にかかる巡回相談・保育相談を拡充しています。加えて、通所支援（すぎの木・なのはな）や地域子育て支援（すくすく）を実施するとともに、成長段階に合わせた支援のコーディネートを行う相談支援や、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を用いたリハビリテーションを実施しました。

医療的ケア児等の通所先に看護師配置に係る費用助成を行うなど、医療的ケア児の受け入れにつなげました。

市内小中学校においては、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが「可能な限り同じ場でともに学ぶこと」「自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供すること」の両立をめざし、学びの場を充実させるために全小中学校に支援学級を設置するとともに、通級指導教室の全校設置をめざしています。子どもたちが同じ場所でもともに学ぶ中で感じる困り感を適切に捉えるためのてだてとして、全小中学校に教育支援ソフトを導入し、保護者の意見も踏まえたアセスメントを実施できるようにするとともに、個別の教育支援計画の引き継ぎ、作成等を行うなど、切れ目ない支援を行っています。また、医療的ケアが必要な子どもたちが学校でともに学ぶための支援方策として学校看護師を配置し、学校における肢体不自由児の介助支援として介助員を配置しています。さらに、令和5年度より、支援を必要とする子どもたちをさまざまな形で支援するための特別支援教育支援員等を必要に応じて配置しました。なお、令和5年度より、学識経験者や市民が参加する枚方市支援教育充実審議会を設置し、本市の支援教育の現状や課題等を総括の上、一人ひとりに応じた指導方法や関係機関との連携など、支援教育の質の向上方策を含め、充実した学校教育の実現をめざして審議いただいています。

【若者の就労支援・自立支援の推進】

枚方市地域就労支援センターではオンライン就労相談の試行実施をするなど、北河内地域若者サポートステーション、ハローワーク枚方でも、一人ひとりに合った就労支援が行われました。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、多様な就労支援や体験プログラムを実施する各機関と連携し、就労への支援を行いました。

健康福祉総合相談課内の自立相談支援センターでは、ハローワーク枚方と連携し安定的な就労のための支援に取り組みました。北河内地域若者サポートステーションでは、就職後、希望する人を対象に、定期的な個別相談を実施し、障害者就業・生活支援センターでは、職場訪問やサロン等の実施、市内の就労定着支援事業所では就労した障害者本人や勤務先を訪問するなど、職場への定着支援が行われました。



【課題】

- 保育所(園)や幼稚園等が保護者の就学前教育に対する期待に応え、その専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりに心身ともに健全に成長できる就学前教育・保育を提供することが必要です。また、小学校教育が円滑に行われるよう、子どもの生活や発達の連続性に配慮し、教科等への学びにつなげる教育の提供体制の充実が引き続き求められています。
- 幼児期から学童期にわたって切れ目のない育ちの支援を行えるよう、留守家庭児童会室においても、就学前施設と児童の状況についての情報共有や、就学前の児童と留守家庭児童会室の児童同士の交流が求められています。
- 子ども一人ひとりの発達には特性があり、発達を含めた障害や子どもの育ちについて正しく理解し、支援を必要としている子どもがその特性を生かしながら、住み慣れた地域で、必要な時に、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくことが必要です。
- 若者が就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労などにチャレンジし自立できるよう支援することが重要です。

(4) 居場所づくりと多様な体験活動の提供に関する主な取り組み**【子ども・若者の居場所づくり】**

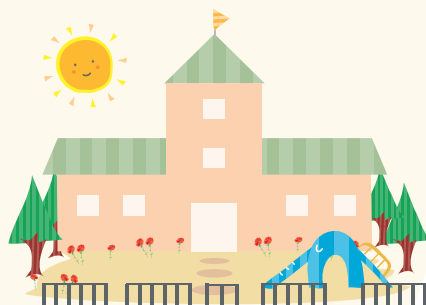
ひきこもり等子ども・若者相談支援センターでは、相談者を対象に、社会に参加するきっかけとするためのスモールステップとしての居場所支援事業「ひらば」を実施しました。

また、枚方子どもいきいき広場事業や地域教育協議会の取り組みを通して、地域の人々の特色や多様性を活かして、子どもがさまざまな体験やさまざまな人との交流ができる機会と場づくりを行いました。枚方公園青少年センター青年文化事業や生涯学習市民センター学習支援事業を通して、子ども・若者の交流の場や自主的な活動ができる場など、さまざまな学びの機会を提供しました。

【総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくり】

子どもの成長に必要な要素として自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」、いわゆる「3間(さんま)」を確保・充実し、異年齢子ども集団の中での遊びや豊かな体験等を通じて、学力向上や心身の健全な発達に資することが社会的に求められています。家庭や学校以外の第3の居場所として、全小中学校で実施しているすべての児童が放課後の遊びやさまざまな体験活動ができる留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業を令和5年度から実施しました。

総合型放課後事業の実施にあたり、効果的・効率的な運営を図ることを目的として、民間活力を活用し、直営22校、委託22校としました。また、直営における人員不足の課題解消と安定した事業運営が図られるよう、フルタイムの統括責任者等を配置し、責任と役割を明確にした新たな運営体制を整えました。放課後オープンスクエアについては、余裕教室等の学校施設の有効活用を図り、より良い児童の居場所づくりに努めています。



【子ども・若者のスポーツや文化芸術活動】

青少年がスポーツを通じて心身両面で健全な育成が図れるよう、スポーツ少年団によるスポーツ活動を支援しました。陸上競技だけではなく他のスポーツ種目にも触れ合える場として「枚方市スポーツCarnival」の開催や地元スポーツチームと連携し、公式戦での市民応援デーや幼稚園・小学校等での交流事業などを実施しました。文化活動として、枚方市少年少女合唱団を支援し定期発表会を開催するとともに、子ども向けに定期的なおはなし会や各種行事を開催しました。

【子ども・若者の社会的活動やキャリア形成への支援】

市内5大学と連携して、市内の小学生(高学年)を対象に大学の施設見学や講義体験を行いました。各中学校区では小・中学校が連携して作成したキャリア教育全体指導計画に基づき、キャリア教育の視点に立った指導を行いました。また、大学と行政との連携によるまちづくりをめざし、若者の活力をまちづくりに活かすとともに、将来の就職先として関心を持ってもらうこと等を目的として、大学生等のインターンシップ受入れを行いました。



【課題】

- 共働き家庭の増加に伴い、放課後に子どもだけで過ごす家庭も増え、子どもが安全・安心に過ごせる居場所をはじめ、いじめや不登校・ひきこもり、生活困窮など、生きづらさやさまざまな悩みを抱えながら生活している子ども・若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所の確保・充実が課題となっています。
- 総合型放課後事業は、放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策事業である放課後オープンスクエアの事業の趣旨に沿った、児童の主体性を重視した運営が求められています。
- 留守家庭児童会室は、児童の遊びや生活の場として設備及び運営に関する基準を踏まえ、環境整備や運営の質の向上を図り、児童のより良い居場所とする必要があります。
- 地域のつながりが希薄化している中で、地域の人々の特色や多様性を活かし、子どもがさまざまな体験活動やさまざまな人との交流ができる機会と場づくりは、学校や授業では経験できないとても貴重な体験です。しかしながら、枚方子どもいきいき広場事業では地域の状況により後継者の育成や担い手不足、提供するメニューの固定化が課題となっています。
- 子ども・若者の主体性や社会性、正義感、協調性などの資質を培い、積極的にチャレンジし、さまざまな経験を通じて自己肯定感が高まるよう、遊びや体験活動、学びの機会や場について、参加しやすさを含め一層充実することが必要です。

(5) 安全・安心なまちづくりに関する主な取り組み

【妊娠・出産・子育て期の健康づくりや子どもへの医療対策】

妊婦健診・産婦健診・妊産婦歯科健診の費用助成を行うとともに、産後の心身ともに不安定な時期に安心して子育てができるよう母子を対象に、枚方市産後ケア事業(産後ママ安心ケアサービス)を実施しました。また、枚方市子育て応援アプリ「スマイル☆ひらかたっ子」で子育てイベント、予防接種及び健康診査等の子育て支援情報を発信しました。

医療体制については、北河内こども夜間救急センターにおいて365日診療を実施するとともに、令和6年9月1日から診療時間を1時間延長し、午後9時から翌朝7時まで診療を行うことで、北河内医療圏域における小児初期救急医療のさらなる充実を図りました。また、枚方休日急病診療所について、枚方市医師会に委託し、土曜夜間・休日における診療を実施しました。

【ひとり親家庭の自立支援】

簡単な質問に答えるだけで家庭の状況に応じた支援制度や手続きが検索できる「ひとり親家庭応援ガイド」や、ひとり親家庭相談支援センターの相談員に直接LINEで悩みを相談できる「ひとり親相談LINE」など、ICTを活用したシステム運用を始めています。

ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するため、ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、自立支援教育訓練給付金などの相談、申請受付を行いました。また、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業）、母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業情報提供事業）により、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行うことで就職につながるよう支援をしています。

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談、母子・父子自立支援員による養育費相談を実施するとともに、相談や手続きのサポート、費用の補助などを行う、ひとり親家庭養育費確保サポート事業により、「取り決め支援」を実施しました。

【安全・安心に子育てできる生活環境の整備】

通学路や未就学児の移動経路などの交通安全対策として、区画線、道路反射鏡などの交通安全施設の整備をはじめ、信号交差点の歩道への車両乗り上げ防止対策や、保育園の周辺にキッズ・ゾーンを設置し車両の運転者に注意喚起を行い、外活動中の児童の安全確保などに取り組みました。

【外国籍の子ども等への支援】

帰国児童等の日本語指導が必要な児童・生徒については、大阪府の加配教員である日本語指導教員を拠点校に配置し、日々の生活に必要な日本語の習得段階から教科につながる学習段階に至るまで、児童・生徒の日本語の理解に合わせた教材を活用し、児童・生徒に寄り添いながら指導を行いました。そのほか、母語を話せる教育指導員を必要に応じて派遣し、日本語及び教科の学習支援や学校生活における相談等を行いました。



【課題】

- 安心して妊娠し出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の健康を保持・増進する取り組みが必要です。また、子どもに対しては、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努めるなど、その健やかな成長を支援する必要があります。
- ひとり親家庭等の支援は、子育てをはじめ、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など幅広い分野にわたります。引き続き関係機関と連携した総合的な支援に取り組み、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、就労支援や経済的支援など、日常生活の自立を支え、生活の安定を図る支援を引き続き推進することが必要です。
- 外国にルーツのある子ども・若者は、言語の問題だけでなく、文化や習慣、外見の違いによるいじめや、それによるアイデンティティの問題など、自らの力だけでは解決することが難しい問題を抱えている場合があります。外国籍の子ども・若者や帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施することが重要です。また、日本語の理解が困難な帰国児童が在籍していなかった学校への編入や多様化する言語等に対応する人材の確保が課題となります。



(6) 相談・情報発信及び支援に関する主な取り組み

【子育てに関する相談・情報提供】

生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を訪問し、子育て支援サービス等の情報を提供しました。また、18歳までの子どもと家族のさまざまな相談に対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行いました。情報提供については、妊娠や出産、子育てに関する相談先の情報が一目でわかるマグネットの配付や出生直後から就学までの子育て支援情報を掲載する「ひらかた子育て応援ナビ」を新生児家庭及び就学前の転入家庭に配布しました。

【困難を有する子ども・若者に関する相談・情報提供】

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターにおいて相談支援を実施するとともに、枚方公園青少年センターの青少年相談では、青少年の悩みや青少年問題全般についての相談支援を実施しました。また、月に1回、相談者を対象に同じ悩みを持つ家族の相互理解や交流を目的として家族の会を実施し、家族同士がつながる場づくりに努めました。情報提供については、小中学生や保護者に対し、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを含む子どもや若者の相談窓口をまとめたリーフレットやポスターを作成・配布し周知するとともに、施設等へ掲示を行うなど、より早い段階での情報発信に努めました。

【子ども・若者及び子育て家庭に対する支援体制及び負担軽減策の充実】

地域子育て支援拠点事業を市内13か所で実施し、子育て親子の交流の場を提供するとともに、相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等を実施しました。また、保護者の疾病など家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児疲れ等のリフレッシュのために一時的に子どもを施設において預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施しました。

さらに、子育て世帯の負担軽減策として、第2子以降の保育料を無償とする本市独自の多子世帯への支援策を引き続き実施するとともに、各施設において実費として徴収する給食費（副食費）についても、国の基準による免除対象に加え、市の独自の基準により第2子以降の児童にかかる副食費を免除しています。また、令和6年2学期から、小学校給食についても、無償化を実施しました。

【課題】

- 結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目なく連続した支援の強化を図っていくとともに、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を充実することが必要です。
- 困難を有する子ども・若者やその家族に対しては、SNSを活用するなど、相談窓口がより身近なものとなるよう相談体制の充実が必要です。また、求める支援に関する情報についても、対象者により届きやすい発信方法や提供方法について検討することが重要です。
- 子ども・若者や子育て支援に取り組む地域の関係団体・機関の連携を充実し、地域の子育て力の向上やつながりの強化を図り、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え助け合えるネットワークを充実することが重要です。あわせて、子育て世帯へのさらなる支援や負担軽減に取り組むなど、子育てしやすい環境整備を進めることが重要です。

(7) 子育てと仕事の両立支援に関する主な取り組み

【多様な保育サービスの充実】

通年での待機児童解消に向け、閉園した公立保育所や幼稚園、また、私立保育園における遊戯室の一部を活用した臨時保育室を市内で3か所開設しました。また、病児・病後児保育事業を、市立ひらかた病院及び民間医療機関3か所の計4か所で実施するとともに、日曜、祝日にも保育を行う休日保育や、夜10時まで保育を行う夜間保育を引き続き実施しました。



【放課後児童対策の充実】

令和5年度から留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体的に運営する総合型放課後事業を実施することで、利用ニーズに応じた放課後の居場所の選択が可能となり、留守家庭児童会室の待機児童解消にも繋がりました。また、令和6年度には、夏休みなどの三季休業期における昼食サービスの試行実施にも取り組みました。

【男女共同子育ての推進】

男女共生フロア・ウィルでは、枚方市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画に対する市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供、相談事業を実施しています。女性の再就業を支援するための起業セミナーや男性の家事育児参加に向けた講座などを実施するとともに、図書情報コーナーにおいて「仕事と生活の調和」に関する資料を配架し、情報提供を行いました。

【課題】

- 通年の待機児童ゼロの早期実現に向けては、引き続き、さまざまな手法に取り組むことが必要です。仕事だけでなく、生涯学習活動や社会貢献活動への参加など、子育てとさまざまな活動との両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- 男女がともに仕事や余暇活動等と子育てを両立しながら、ゆとりある家庭生活を実現できるよう、企業や雇用者に対し、育児休業の取得促進をはじめ、働き方の見直しや多様な働き方等の重要性について、引き続き啓発や働きかけを行うことが重要です。
- 家庭では、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援するための取り組みが必要です。
- 総合型放課後事業は、放課後児童健全育成事業である留守家庭児童会室と全児童対策の放課後オープンスクエアの事業の趣旨に沿った運営を行うとともに、保護者ニーズに合った事業の充実が求められます。



